

# 「喜界町生活応援商品券」取扱店募集要項

## 1. 商品券発行概要

商品券名称	喜界町生活応援商品券
発行者	喜界町
発行券	1,000円券×20枚、500円券×10枚
取扱店負担	なし
配布対象者	令和8年2月10日（火）を基準日として町内に住民登録のある方
配布方法	令和8年2月下旬に世帯主あて送付予定
使用期間	令和8年2月下旬発送日～令和8年8月31日（月）
換金受付期間	令和8年3月9日（月）～令和8年9月30日（水）
ポスター掲示日	令和8年2月20日（金）

## 2. 取扱店登録手続き

### （1）登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙「喜界町生活応援商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、「振込口座の情報が確認できる通帳の写し」と合わせて喜界町役場企画観光課へ申請してください。

### （2）登録後の流れ

申請後、登録となった取扱店には「取扱店認定ポスター」「換金請求書」をお渡しします。

### （3）登録受付期間

**令和8年2月17日（火）**までに受付が完了した店舗については、商品券配布時に同封する取扱店一覧表に掲載します。

2月18日以降受付分は、町ホームページにて取扱店一覧表を適時更新しながら掲載していきます。商品券の表紙に掲載されたQRコードから、取扱店一覧表をご確認いただけます。

## 3. 取扱店登録資格

- ・喜界町内で現に事業を行っている事業者であること。（屋台は対象外）
- ・「喜界町生活応援商品券取扱店募集要項」を遵守する事業者であること。ただし、次の事業者を除く。

### （1）風営法第2条に規定する営業を行う店舗

### （2）特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

### （3）暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は喜界町暴力団排除条例（平成24年12月14日条例第26号）に規定する暴力団員等が営む事務所又は店舗

### （4）その他本事業の目的に照らして町長が不相当と判断する者

## 4. 商品券取扱い留意事項

（1）他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。

（2）商品券は物品の購入若しくは借受け又は役務の提供にて使用可能です。

（3）商品券と現金の交換は禁止します。

（4）おつりは出さないください。不足分は現金等で受け取ってください。

- (5) 商品返品の際の返金は出来ません。
- (6) 使用期間後の商品券の利用は受け付けないでください。
- (7) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造に対して、発行者（喜界町）は責任を負いません。

## 5. 商品券利用の対象にならないもの

- ・不動産又は金融商品
- ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ・国税及び地方税並びに使用料その他の公租公課

## 6. 換金手続き

- ・換金受付期間内に使用済み商品券と別紙「喜界町生活応援商品券換金請求書」（第2号様式）を総務課窓口へ持参ください。その際、使用済み商品券の裏面に必ず使用店舗名を記載（ゴム印可）してください。請求書及び商品券の確認後に指定口座へ入金いたします。
- ・換金については、受付日から概ね2週間後以降の木曜日に振り込む予定です。祝日等により振込日が前後することがあります。

※換金受付期間を過ぎた換金には対応いたしません。

## 7. 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 特定取引において商品券の受取りを拒んではならないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 5. に掲げた物品および役務の提供に係る取引を行ってはならないこと。
- (4) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 商品券が使用できる店舗であることが明確になるよう、「取扱店認定ポスター」を消費者に分かりやすい場所に掲示をし、使用期間終了後は速やかに撤去をすること。

## 8. 事業実施担当連絡先

喜界町役場企画観光課 担当：生島（取扱店舗登録に関すること）

喜界町役場総務課 担当：夏目（商品券事業全般）

〒891-6292 鹿児島県大島郡喜界町湾 1748 喜界町役場 2 階

電話：0997-65-1111 FAX:0997-65-4316 E-mail:zaisei-1@town.kikai.lg.jp

喜界町生活応援商品券の喜界町ホームページ掲載場所：

町ホームページ→ 町政情報→ 町の情報→ お知らせ→ 喜界町生活応援商品券事業の実施について